10 新型コロナウイルス対策小規模事業者経営改善資金(コロナマル経)の取扱期間の延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の長期化により、コロナマル経の取扱期間を延長します。

（改正前）令和４年３月31日 → （改正後）令和５年３月31日

コロナマル経は利子補給などにより借入より３年間実質無利子となる小規模事業者のための借入制度です。

＜ご利用いただける方＞　※商工会の実施する経営指導を受けており、商工会長の推薦が必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近１ヵ月間の売上高または過去６ヵ月（最近１ヵ月を含みます。）の平均売上高が前４年のいずれかの年の同期と比較して５％以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方

詳細については、商工会（本所、各支所）までお問い合わせください。

11 雇用保険料率が改定されました！ご注意ください！

- 令和４年４月から、事業主負担の保険料率が変更になります。
- 令和４年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。
- 年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

＜令和４年度の雇用保険料率＞（赤字は変更部分）

○令和４年４月１日～令和４年９月３０日

事業の種類＼負担者	①労働者負担（失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	②事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①＋②雇用保険料率
一般の事業	**3/1,000**	**6.5/1,000**	3/1,000	3.5/1,000	**9.5/1,000**
（３年度）	3/1, 000	6/1, 000	3/1, 000	3/1, 000	9/1, 000
農林水産・※清酒製造の事業	**4/1,000**	**7.5/1,000**	4/1,000	3.5/1,000	**11.5/1,000**
（３年度）	4/1, 000	7/1, 000	4/1, 000	3/1, 000	11/1, 000
建設の事業	**4/1,000**	**8.5/1,000**	4/1,000	4.5/1,000	**12.5/1,000**
（３年度）	4/1, 000	8/1, 000	4/1, 000	4/1, 000	12/1, 000

（枠内の下段は令和３年度の雇用保険料率）

○令和４年１０月１日～令和５年３月３１日

事業の種類＼負担者	①労働者負担（失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	②事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①＋②雇用保険料率
一般の事業	**5/1,000**	**8.5/1,000**	5/1,000	3.5/1,000	**13.5/1,000**
農林水産・※清酒製造の事業	**6/1,000**	**9.5/1,000**	6/1,000	3.5/1,000	**15.5/1,000**
建設の事業	**6/1,000**	**10.5/1,000**	6/1,000	4.5/1,000	**16.5/1,000**

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

新任職員挨拶

【本所　経営指導員　帰山　達也（かえりやま　たつや）】

この４月から新たに商工会職員となりました帰山（カエリヤマ）と申します。

まだ商工会のことは右も左も分かりませんが、会員の皆様に信頼していただける職員になれるよう、日々精進してまいりますので、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

eye(アイ)してさかい
Sakai City commerce and industry association
臨時号 2022.4
〔第１４２号〕
発行　坂井市商工会
本所　坂井市坂井町下新庄第2号10番地1
坂井支所　TEL 0776-66-3324　FAX 0776-67-7023
三国支所　坂井市三国町北本町3丁目2番12号
TEL 0776-82-5055　FAX 0776-81-7055
春江支所　坂井市春江町江留下相田35-1
TEL 0776-51-2211　FAX 0776-51-5596
丸岡支所　坂井市丸岡町一本田第5号76番地
TEL 0776-66-6555　FAX 0776-66-0300

事業者を応援する施策のご紹介及びお知らせ

01 県の事業継続支援金の制度が改正されました！

新型コロナウイルス感染症第６波の影響により、売り上げが大きく減少した事業者の皆様の事業継続を支援するための、「中小企業者等事業継続支援金」の制度が改正されました。

改正点①：**対象期間　令和４年１月～４月**

改正点②：**給付額**

（１）月売上が３年前、２年前または前年同月と比べ70%以上減少　**１事業者あたり30万円**

（２）月売上が３年前、２年前または前年同月と比べ50%～70%未満減少　**１事業者あたり20万円**

（３）月売上が３年前、２年前または前年同月と比べ30%～50%未満減少　**１事業者あたり10万円**

※原則、１回のみの申請になります。ただし、制度改正以前に手続きをされた事業者については追加給付の対象となる場合がありますので、専用ホームページに記載の「中小企業者等事業継続支援金の追加給付の手続きについて」を必ずご確認ください。

※事業者単位の申請になるため、事業所が個々に申請することはできません。

改正点③：**受付期間　令和４年２月28日(月）～６月30日(木)**

申請手続きは、郵送での申請の他オンラインでの申請も可能です。申請要件、申請方法等の詳細については、中小企業者等事業継続支援金(令和４年１～４月期分)の専用ホームページをご覧ください。

○お問い合わせ先　福井県事業継続支援金コールセンター

（電話）0776-50-6458　平日９時00分から17時00分まで　（ＨＰ）https://fukui-jigyo-keizoku.com/

02 事業復活支援金の申請期間は５月31日(火)まで 事前確認の期限は５月26日(木)までです！

給付対象　**①と②を満たす中小法人・個人事業主が給付対象となります。**

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

②2021年11月～2022年３月のいずれかの月（対象月）の売上高が、2018年11月～2021年３月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して50%または30%以上50%未満減少した事業者

※計算にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策として国または地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金は、各月の売上高から除きます。ただし、対象期間中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象期間中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます（給付額の算定についても同じ）。

給付額　**基準期間の売上高 － 対象月の売上高 × ５カ月分**

売上高減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高１億円以下	年間売上高１億円超～５億円	年間売上高５億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

申請期限　**令和４年５月31日(火)**　※事前確認の実施は５月26日(木）までとなります。

●申請の手続きや必要書類など詳細は事業復活支援金のホームページをご確認ください。

https://jigyou-fukkatsu.go.jp/

03 小規模事業者持続化補助金の公募が始まっています！

持続化補助金とは　小規模事業者が直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃金引上げ、インボイス導入等)等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助するものです。

補助対象者（一般型）

（1）商工会地域の小規模事業者等　参考：小規模事業者の定義

業　　種	人　　数
商業・サービス業（宿泊・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数　５人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数　20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数　20人以下

（2）資本金又は出資金が５億円以上の法人に直接又は間接に100％の株式を保有されていないこと(法人のみ)

（3）確定している（申告済みの）直近過去３年分の「各年」又は「各事業年度」の課税所得の年平均額が15億円を超えていないこと　(※)

（4）下記２つの事業において、本補助金の受付締切日の前10か月以内に、先行する受付締切回で採択を受けて補助事業を実施した（している）者でないこと（共同申請の参画事業者の場合も含みます）。

①「令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞」

②「令和２年度第３次補正予算 小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞」

※採択日から起算して 10 か月を算定する。

補助金額等

類　型	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	インボイス枠
補助率	２／３	２／３ (赤字事業者については3/4)	２／３	２／３	２／３	２／３
補助上限	50万円	200万円				100万円

〇複数の小規模事業者等が連携して取り組む共同申請の場合は、通常枠のみ申請可能です。また、補助上限額は「１事業者あたりの補助上限額（50万円）×連携小規模事業者等の数」の金額となります（ただし、500万円を上限とします）。

各申請枠の概要

賃金引上げ枠	補助事業実施期間に事業場内最低賃金を地域別最低賃金より＋30円以上とした事業者 （すでに事業場内最低賃金が地域別最低賃金より＋30円以上を達成している場合は、現在支給している事業場内最低賃金より＋30円以上とする）
卒　業　枠	補助事業実施期間中に常時使用する従業員を増やし、小規模事業者として定義する従業員の枠を超え事業規模を拡大する事業者
後継者支援枠	「アトツギ甲子園」のファイナリストになった事業者
創　業　枠	「特定創業支援等事業」による支援を公募締切時から起算して過去３か年の間に受け、かつ、過去３か年の間に開業した事業者
インボイス枠	2021 年 9 月 30 日から 2023 年 9 月 30 日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、適格請求書発行事業者に登録した事業者

対象経費　機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、設備処分費、委託・外注費

募集期限とスケジュール　第８回受付締切：2022年６月３日(金)　［※締切当日消印有効］

※事業支援計画書（様式４）発行の受付締切は2022年５月27日（金）です。

第９回受付締切：2022年９月中旬　　第10回受付締切：2022年12月上旬

第11回受付締切：2023年２月下旬

申請の際には、商工会発行の事業支援計画書（様式４）の添付が必要です。公募要領をご確認の上、商工会へお早目の相談をお願いいたします。

公募要領、申請様式等の詳細については、福井県商工会連合会のホームページをご覧ください。

（https://www.shokokai-fukui.or.jp/jizokukahojokin）

08 商店街等空き店舗対策支援事業のご案内

県内の中小企業者等が商店街等の空き店舗へ出店する取り組みを支援します！

公募期間：令和４年４月13日(水)　～６月９日(木)

助成対象者	商店街などの空き店舗に出店し、３年以上の事業継続が見込める以下の事業者 中小企業者、特定非営利活動法人、創業希望者 （小売業、飲食業、宿泊業、サービス業のいずれかの事業を行う者） ※ただし、過去３年間に福井県産業労働部が所管する補助金等を受けた方は対象になりません。
助成対象事業	北陸新幹線福井・敦賀開業等に向け、商店街や商業施設の空き店舗に出店するための事業用建物の改装および生産設備の導入等の取組み
助成対象経費	事業用建物（空き店舗）の改装、設備導入にかかる費用 ・建物修繕費、構築物費、機械装置費 改装、設備導入に附帯する費用 ・工具・器具・備品費、広報費など
助成率 助成限度額	助成率 2/3以内（助成限度額 300万円）
助成対象期間	令和４年７月（交付決定日）～令和５年１月31日までの間

お問い合わせ先　公益財団法人ふくい産業支援センター　経営支援部　TEL：0776-67-7406

09 事業再構築補助金の次回公募期限は６月30日(木）です

【事業概要】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。

【補助金額・補助率】

申　請　類　型	補助上限額 (※1)	補 助 率
最低賃金枠 （最低賃金引上げの影響受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援）	500万円、 1,000万円、 1,500万円 (※2)	中小3/4、 中堅2/3
回復・再生応援枠 （引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援）		
通常枠 （事業再構築に取り組む事業者に対する支援）	2,000万円、4,000万円、 6,000万円、8,000万円(※2)	中小2/3、 中堅1/2 (※3)
大規模賃金引上枠 （多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援）	１億円	
グリーン成長枠 （研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援）	中小１億円、 中堅1.5億円	中小1/2、 中堅1/3

（※1）補助下限額は100万円　（※2）従業員規模により異なる　（※3）6,000万円超は1/2（中小のみ）、 4,000万円超は1/3（中堅のみ）

【補助対象経費】

建物費(※第６回公募より原則新築は補助対象外となります)、機械装置・システム構築費、　技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販　売促進費、研修費（一部の経費については上限等の制限あり）

詳細については、「事業再構築補助金」のホームページをご確認ください。

04 キッチンカー導入補助金のご案内

坂井市では、新型コロナウイルス感染症を踏まえた新しい生活様式に対応するために、販路開拓や業種転換等を図る市内の中小企業者に対して、キッチンカーまたは移動販売車（以下キッチンカー等）を導入することを支援します。

対象者	・市内に主たる事業所を有する中小企業者で、１年以上の事業実績があること。 ・キッチンカー等を導入後、事業を継続する意思があること。 ・市税の滞納がないこと。
対象経費	・キッチンカーまたは移動販売車として使用する車両の購入費 ・食品の調理及び販売を目的とした車両の改造費
補助率・補助上限額	・補助対象経費の１／２以内（上限額200万円）
公募期間と申請書提出先	令和４年４月１日(金）～令和４年５月13日(金） 17時 提出先：坂井市産業政策部商工労政課

募集要領・申請様式等詳しくは、坂井市のホームページをご覧ください。
https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/syoukou/jigyosha/shokogyo/shien/kitchen-car.html

05 IT導入補助金の公募が始まりました！

通常枠（A・B類型）

IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。
自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、把握した経営課題や需要に合ったITツールを導入することで、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図っていただくことを目的としています。

デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型）

中小企業・小規模事業者等のみなさまが導入する会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの経費の一部を補助することで、インボイス対応も見据えた企業間取引のデジタル化を推進することを目的としています。

補助対象者

中小企業（飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）、小規模事業者

補助対象経費

ソフトウェア購入費、クラウド利用料、導入関連費、デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型）は左記に加えハードウェア購入費等が対象

※IT導入補助金サイトにて公開予定のITツールが補助金の対象です。（一部のハードウェアを除く）

補助金の上限額・下限額・補助率

	A類型	B類型	デジタル化基盤導入類型	
補助対象経費区分	ソフトウェア購入費・クラウド利用料（最大１年分補助）・導入関連費等		ソフトウェア購入費・クラウド利用料（最大２年分補助）・導入関連費等	
補　助　率	1/2以内		3/4以内	2/3以内
上限額・下限額	30万円～150万円未満	150万円～450万円以下	5万円～50万円以下	50万円超～350万円

スケジュール

＜通常枠（A・B類型）＞
（１次締切分）締　切　日　5月16日（月）17：00（予定）
　　交付決定日　6月16日（木）17：00（予定）
（２次締切分）締　切　日　6月13日（月）17：00（予定）
＜デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型）＞
（１次締切分）締　切　日　4月20日（水）17：00（予定）
　　交付決定日　5月27日（金）17：00（予定）
（２次締切分）締　切　日　5月16日（月）17：00（予定）
　　交付決定日　6月16日（木）17：00（予定）
（３次締切分）締　切　日　5月30日（月）17：00（予定）
　　交付決定日　6月30日（木）17：00（予定）
（４次締切分）締　切　日　6月13日（月）17：00（予定）

申請手続きについては、
IT導入補助金のホームページをご覧いただき、ITベンダー・サービス事業者とご相談の上進めてください。

IT導入補助金HP
https://www.it-hojo.jp/

06 新事業チャレンジステップアップ事業助成金のご案内

県内中小企業者が新たに行う、全国または海外へ向けた商品（サービス）の開発、販路開拓等を応援します。

募集期間　令和４年４月１日(金）～５月13日(金）　17時必着

助成対象事業

以下の①～④のいずれかの新事業活動を新たに行う、または活動開始後３年未満の中小企業者であって、具体的な経営戦略と行動計画に基づき実施する全国または海外への事業展開を図る事業とする。
①新商品の開発または生産
②新役務（サービス）の開発または提供
③商品の新たな生産または販売の方式の導入
④役務（サービス）の新たな提供の方式の導入　　など
※同業他社において既に相当程度普及している仕組みは、①～④の新事業活動には該当しない。
※「全国または海外への事業展開」とは、商品・サービスの全国トップシェア獲得や県外または海外への販売網の整備など、全国的な知名度が確立される規模の事業展開とする。

助成対象者

福井県内に事業所を有し、過去３年間の平均または前事業年度の売上額が年間10億円未満の中小企業者等
※事業計画書の提出時点において、過去３年間に福井県産業労働部が所管する次の助成金を受けた者、申請中の者は対象になりません。
・新事業チャレンジステップアップ事業助成金
・新分野展開スタートアップ支援事業助成金
・ふくいの逸品創造ファンド助成金
・繊維企業連携新素材開発等支援事業助成金
・大規模イベント商機獲得支援事業助成金

助成対象経費　・新商品等開発費
・販売網整備費・設備導入費
・販路開拓日
・【別枠】経営戦略構築費（委託費）

助成率および助成限度額　助成率２／３以内（500万円を限度とする）
※経営戦略構築費については、100万円を上限に別枠で助成限度額を設ける。

お問い合わせ先
公益財団法人ふくい産業支援センター　経営支援部
〒910-0296　福井県坂井市丸岡町熊堂第３号７番地1-16
（ソフトパークふくい　福井県産業情報センタービル４F）
TEL：0776-67-7406、FAX：0776-67-7419

07 おもてなし産業魅力向上支援事業のご案内

北陸新幹線県内開業等に向け観光客の受け入れ準備のための事業用建物の店舗改装、設備投資を支援します。

助成対象者	下記の掲げる事項（①～⑥）を全て満たす者 ①福井県内に主たる事業所を有する中小企業者、企業組合、特定非営利活動法人。 ただし、みなし大企業、フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者は除く。 ②創業から１年以上を経過しており、主に観光客に対して商品、サービスを提供する者 ③観光客向けに商品の製造・加工・販売、サービス等の供給体制の強化・拡大を行う者 または、新たに産業観光に取り組む者 ④助成金交付事業により、観光客の満足度向上が見込まれると商工団体が認める者 ⑤商工団体等と連携して今後５年間の事業計画書を策定し、今後も事業継続する意欲がある者 ⑥「おもてなし宣言291」を登録または申請し登録見込みである者（事業計画書に登録申込書を添付する）
助成対象事業	観光客の受入態勢強化に伴う店舗改装や設備導入など　※以下の事業内容が助成の対象となります。 観光客向けの事業用建物の増築・改装、設備の導入、それらに附帯すること 観光客向けの体験施設の新築・増築・改装および設備の導入、それらに附帯すること
助成対象経費	事業用建物の増築・改装費 ■建物新増築費　事業用建物の増築に要する経費。新築は体験施設に限る。 ■建物修繕費　事業用建物の改築・改装に要する経費 ■構築物費　構築物の購入、建造、改良、据付、修繕または借用に要する経費 設備導入費　■機械装置費　機械装置の購入、製造、改良、据付、修繕または借用に要する経費 ＩＣクレジットカードおよび電子マネーの決済端末機の整備に要する経費 附帯経費　■工具、器具、備品費　工具、器具、備品の購入、据付または借用に要する経費 ■広報費　印刷物作成費、広告媒体の活用等の助成事業に要する経費 ■その他　ふくい産業支援センターが助成事業に必要と認める経費
助成率助成限度額	助成率 ２／３以内（助成限度額 300万円）

募集期間　令和４年４月11日(月）～令和４年５月26日(木)
お問い合わせ先　公益財団法人ふくい産業支援センター　経営支援部　営業・資金支援グループ
（Tel：0776-67-7406）